

○藤崎町家族介護慰労事業実施要綱

(平成 17 年 3 月 28 日告示第 36 号)

(目的)

第 1 条 在宅の高齢者であって過去一年間介護保険サービス(年間 1 週間程度のショートステイの利用を除く。)を受けなかった者を現に介護している家族を慰労することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 要介護 4、5 又はこれに相当する在宅の高齢者(40 歳以上 65 歳未満で介護保険法施行令第 2 条に定める特定疾病が原因で介護が必要な者を含む。)であって過去一年間介護保険(1 週間程度のデイサービスの利用を除く。)を受けなかった者を現に介護している家族。

なお、要介護 4、5 に相当する高齢者とは、介護認定を受けていない同程度の状態の者でこれを町職員が確認した者をいう。

(支給決定)

第 3 条 過去一年間介護保険サービスを受けなかった高齢者を対象とすることから、支給決定を行う 1 年前に職員をして様式第 1 号「藤崎町家族介護慰労事業支給対象予定者名簿」により支給対象予定者を把握するものとし、1 年間を経過した後に様式 2 号「藤崎町家族介護慰労事業助成金支給申請書」に基づき審査後に様式第 3 号「藤崎町家族介護慰労事業支給決定通知書」を交付するものとする。

(助成額)

第 4 条 助成額は年額 100,000 円とする。

(その他)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

藤崎町家族介護慰労事業支給対象予定者名簿

[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

藤崎町家族介護慰労事業助成金支給申請書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 3 条関係)

藤崎町家族介護慰労事業助成金支給決定通知書

[別紙参照]